

富山大学大学院総合医薬学研究科 修士課程及び博士前期課程

学位論文評価基準

令和5年12月27日制定

(審査体制)

学位論文審査委員は、3人とする。

(審査方法)

1. 修士の学位を申請しようとする者は、主指導教員の許可を得て、学位論文審査申請を行う。
2. 学位論文審査申請者は、公開の場において学位論文の発表を行う。
3. 学位論文発表後、学位論文審査委員による学位論文審査及び試験を行う。

(評価項目)

1. 医科学/看護学/薬科学において意義のある研究目的が適切に設定されていること。
2. 研究目的を達成するための適切な研究方法が用いられていること。
3. 当該・関連分野への貢献が期待できる研究内容であること。
4. 公開の学位論文発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて修士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって、修士の学位論文として合格とする。